

児童指導員任用資格

児童福祉施設において児童の生活指導を行う児童指導員の任用に伴って求められる資格です。

児童指導員の仕事は、児童福祉施設などにおいて、0歳～18歳までの児童の成長を援助するとともに、基本的な生活習慣や学習の指導、生活上のアドバイスなどを行います。

■おもな就職先

児童養護施設、母子生活支援施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設など

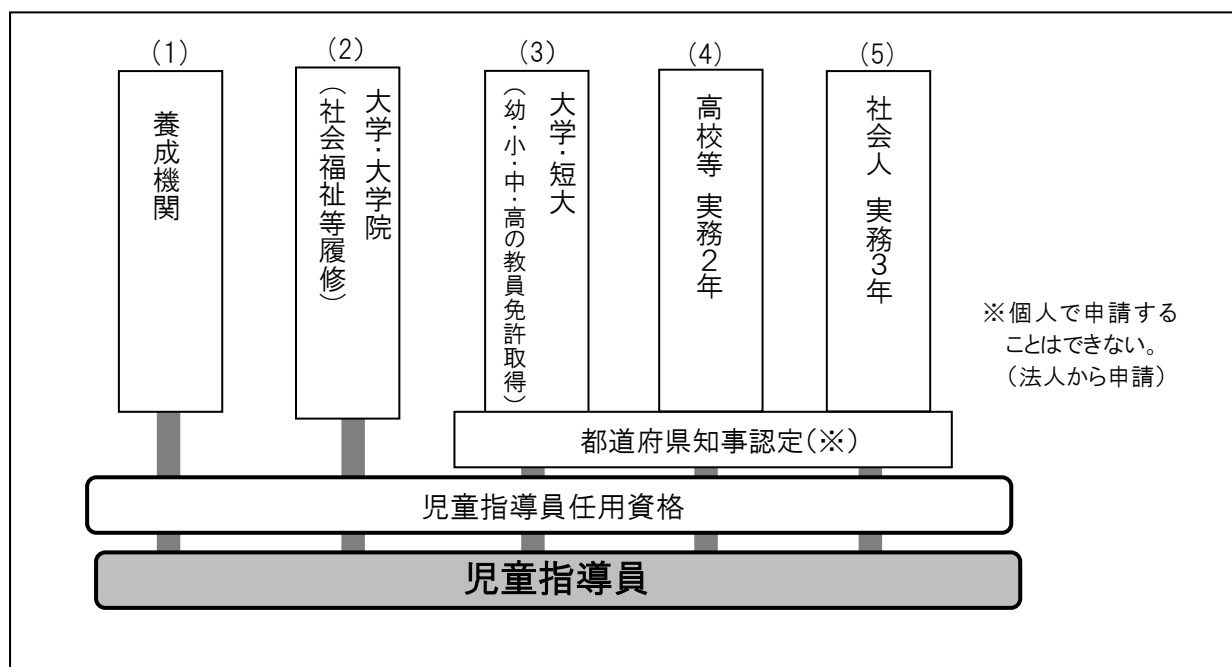
■資格要件

次のいずれかに該当すれば、有資格者となります。

(参考：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条)

- (1) 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校(実際には指定が行われていません。)またはその他の養成施設(秩父学園付属養成所他計4か所)を卒業したもの。
- (2) 大学の学部(短大を除く)または大学院で、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を修めて卒業したもの。
- (3) 幼・小・中・高のいずれかの教員免許を取得(級・教科不問)。
- (4) 高校卒業後、児童福祉事業における実務を2年以上従事したもの。
- (5) 児童福祉事業における実務を3年以上従事したもの。

また、社会福祉士、精神保健福祉士の資格取得者にも児童指導員任用資格が与えられています。



■資格の証明

福祉系の大学等を卒業した場合には、児童指導員任用資格証明書が発行される場合がありますが、一般大学の場合には、卒業証明書と成績証明書で資格を確認することになります。

発行元
広島県社会福祉人材育成センター
TEL 082-256-4848
令和7年7月